

# 組合ニュース 山梨大学教職員組合

Tel (内線): 8097 直通 (Fax): 254-2667

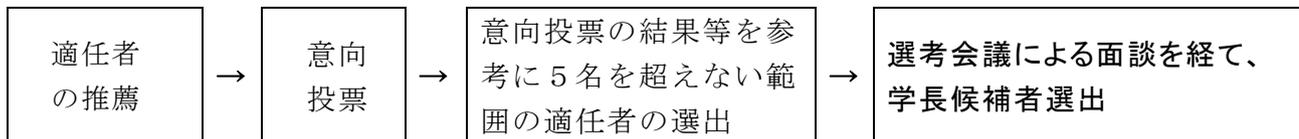
E-Mail: kumiai@nashidai-union.org

## 大学のこれからのことを真剣に考えませんか？ — 次期学長選考意向投票に行こう！ —

1. 平成27年4月1日から学長が交代となるため、次期学長選考が始まります。

先月、学長選挙に関する諸規定が公表されました。その大きな変更点は、「現状の第2次意向投票を止め、最終段階で学長選考会議による面談を経て、学長選考会議が、学長候補者を決定する」点です。

〈新しい方法〉



新しい学長選考の特徴は、①これまで2回あった有資格者による意向投票が1回になったこと、②学長候補者の選考においては、私たちの意向投票の結果よりも学長選考会議の判断がより重視されること（6月に教授会で配付された資料には、「現状の第2次以降投票をやめ、最終段階で学長選考会議の主体性を担保する」と説明がなされています）、にあります。つまり、①私たちの意向を示す機会は1回に減ったこと、②そのために、学長選考会議に対して、私たちの意向をこの1回の意向投票でしっかり示さないといけなくなった、ということです。

山梨大学教職員組合としては、新しい学長選考の方法には大きな課題があると考えています。他大学の学長選考の状況を見ていると、構成員による意向投票の上位ではない候補者が適任者となり、その後、学内運営等で問題を抱えている事例も見られるからです（裏面参照）。

教職員組合としては、山梨大学のこれからのを決める学長選考に対して本学教職員の意向がしっかりと反映されるよう、選考手続きが公正かつ適性に運用されるよう働きかけて行きます。

**私たちの声を届けられるのは1回のみです！**

**次期学長候補者・学長選考会議に私たちの声を届けましょう！！**

2. 今後の学長選考会議のスケジュールは以下の予定となっております。

- ・学長候補適任者の推薦公示は10/1～10の10日間です。
- ・不在者投票は10/17～24の1週間、投票は10/27、28の2日間です。

**私たちが、学長候補適任者の所信表明などに触れ、候補者についてじっくり考えられる時間は限られています。**

本学 HP 内の「次期学長選考について」(<http://www.yamanashi.ac.jp/inside/gsenkou/>)を定期的に見て下さい！

# 学長選 揺れる国立大

## 法人化で選考方法変更 各地で紛争



高知大朝倉キャンパス。学長選の経過が「不透明」として、学生有志が昨年10月以降、同キャンパスなどで署名を集めた。2月5日、高知市で

学長選をめぐる訴訟が各地の国立大で起きている。高知大では、昨年実施された学長選考で投票の集計に不正があったとして、敗れた側の教授が無効確認を求めて提訴。さらに偽計業務妨害容疑などで刑事告発するという異例の事態になった。国立大の法人化に伴い、選考の仕組みが変わったことが、各地の混乱に影響しているようだ。

### 訴訟・刑事告発に発展 高知大

「学長選考会議による決定は重大な瑕疵があり無効」。今月上旬、高知市の高知大朝倉キャンパス。校舎の入り口には、人文学部教授会の決議書が張られていた。

同大では昨秋以来、学長選に異議を唱える教授会の決議が相次ぐなど混乱が続く。相模拓輔・理事長(左)と高知医科大学(高知大と統合)副学長IIと高橋正征・大学防衛圏海洋科学研究所教授(右)が争った学長選。選挙の1因は、誰が学長になるかという教授員に

問う学内意向投票の集計作業にある。意向投票は昨年10月に実施。投票管理委員会の確認のもと、419票が高橋教授、378票が相模学長でいったん確定した。だが、同日夕に事務局が関係書類の整理のため票を保管した金庫を開けたところ、高橋教授の票に相模学長の票が1束(20票)混入しているのを見つけたという。再集計の結果、41票の差は再び逆転した。同大の規則では投票結果は学長を選ぶ際の「参考」

意向投票の結果と学長選考会議の決定が「逆転」した例 (最多得票者と学長に選ばれた人との比較。肩書は当時)

意向投票	① 高知大 (07年10月)	② 京大 (06年11月)	③ 山形大 (07年7月)	④ 高知大 (07年10月)
意向投票	57 相模学長 188 他候補	83 高橋教授 360 学長	23 高橋教授 378 元文科事務次官	378 高橋教授 419 相模学長
選考会議	学長の再選を決定	学長の再選を決定	元文科事務次官の選出を決定	相模学長の再選を決定
その後	投票結果を無効としたのは規則違反と対立候補の教授らが提訴(大津地裁で却下)	投票結果と異なる候補を選んだのは規定違反と、教授たちが提訴(新潟地裁で却下)	投票結果を無効としたのは規則違反と対立候補の教授らが提訴(大津地裁で却下)	高知地裁に提訴 高知地裁に告発

### 投票と選考会決定が「逆転」

高知大は刑事告発に至った異例のケースだが、学長選を通じては05年に高橋医科大学大、06年に新大で訴訟が起これ、文部科学省の元事務次官が候補となった山形大でも07年、「天下り」批判とあいまって学内の対立が表面化した。いずれも意向投票と選考会議の結果が異なるケースだ。04年の国立大法人化に

伴い、学長を決める権限は選考会議にあると法律で定められた。選考会議の委員は各大学に置く「教育研究評議会」出身の学内代表と「経営協議会」の学外有識者で構成し、大学の理事らを加えることも可能。学外委員が加わるのは法人化で学長の権限が強まることも、経営感覚も求められるようになったからだ。法人化前は、投票で1位だった候補を学長にする大がほとんどだったため、今も多くの大学で「参考にする」などの位置づけで意向投票が実施されている。だが、結果をどうも尊重する場合は各大学の判断だ。文科省の指導書は「学長は経営面の長であり、選考では外部の意見も採り入れた総合的判断が求められる。法的に争い問題のない手続きで選ばれているのだ」と話す。

高知大は捜査権が入ることになるかもしれない。ちゅうちょしが、司法の場で事実を明らかにしたいと思った」と話す。真相究明を求める学生の署名活動も広がったが、大側は「一連の騒動について『保身でコメントできない』と回答するのみだ。

大の選考会議委員を務める江口晋朗・尚学副理事長も「選考で選んだ。工学系など大きい学部の出身者が学長に選ばれやすく、貴の方が大きい」と話す。政府の教育再生会議は昨年12月の第3次報告で国立大の学長選挙の廃止を提言した。一方、全国大学高等教職員組合の森田和哉委員長は「1位の人を選ばれないなら、何のための投票か。選考会議が合理的な説明までしていない」と言う。

中富公一・岡山大学副学長(兼法)は、選考会議に加わる経営協議会の学外委員は学長が任命するものだから、特に理事長が候補になる場合、「お手柄りになる危険性は否定できない」と指摘。「選考会議で決めるには最低3分の2以上の賛成が必要だし、そうでない場合は投票で1位の人を選ばなければならない」と話す。